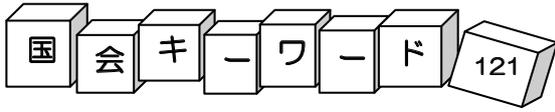


参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	国会キーワード「裁判官罷免訴追事件」
著者 / 所属	光安 陽子 / 裁判官弾劾裁判所事務局訟務課
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	467号
刊行日	2024-6-27
頁	100
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240627.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。



裁判官罷免訴追事件

1 裁判官罷免訴追事件の係属

令和3年6月16日、約9年振りに裁判官訴追委員会から訴追状が提出され、裁判官罷免訴追事件が係属しました。

2 審理経過

弾劾裁判所は、同年7月29日、被訴追者の職務停止を決定した後、数回にわたり訴追委員会事務局や弁護士と打合せを行い、第1回公判期日を令和4年3月2日と指定しました。第1回公判期日では、冒頭手続のみを行いました。その後、第26回参議院議員通常選挙を経た後、第2回公判期日では、訴追委員会の冒頭陳述及び証拠調べ請求、争いがない書証の証拠決定、及び証拠調べが行われました。引き続き、第3回公判期日から第7回公判期日までは訴追委員会請求の5人の証人尋問を中心に証拠調べが行われました。続いて、第8回公判期日からは弁護側の立証が始まりました。第8回公判期日から第11回公判期日までは、訴追委員会と同様、弁護側の冒頭陳述及び証拠調べ請求、争いがない書証の証拠決定、及び証拠調べが行われ、その後、4人の証人尋問が行われました。当事者双方による立証が一通り終了した後の第12回及び第13回公判期日は、職権により被訴追者尋問を中心に証拠調べが行われました。最後に、当事者双方が最終意見を述べる期日が第14回及び第15回公判期日に行われ、弁論を終結しました。第16回公判期日は、令和6年4月3日に開かれ、弾劾裁判所は、被訴追者に対し、罷免の判決を宣告しました。

3 争点及び判決理由の要旨

本件は訴追状に記載された被訴追者の各行為は、第1に事実関係の一体性を有するか、第2に弾劾法2条2号に規定する「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するかが争点となりました。

第1の争点については、訴追事由①の事実（被訴追者の担当外である強盗殺人、強盗強姦未遂事件に関する10個の投稿等）のうち、因縁をつけているとの見出しを付けて記載した文書を投稿して掲載したものを除く9個の行為について刑事事件投稿等行為群とし、訴追事由②の事実（被訴追者の担当外である犬の返還請求等に関する民事訴訟についての3個の投稿）の3個の行為について犬事件投稿行為群として、それぞれが事実関係の一体性を有すると判断しました。

第2の争点については、訴追事由の事実中、①の事実のうち、刑事事件投稿等行為群について「非行」に当たることを認定し、その上で①の刑事事件投稿等行為群のうち、東京高裁を批判した投稿及び訴追委員会を批判した投稿を除いた7個の行為群について、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（弾劾法2条2号）に該当するとしました。②の犬事件投稿行為群は「非行」に当たるが、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（同号）には該当しないとしました。

みつやす ようこ
(光安 陽子・裁判官弾劾裁判所事務局訟務課)